

J R 東日本エネルギー開発株式会社
「(仮称) 神楽山風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法 46 条の 5 の規定に基づき、平成 29 年 9 月 12 日付けで J R 東日本エネルギー開発株式会社より届出された「(仮称) 神楽山風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領 1(2)⑤に基づく）は、以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成 29 年 12 月 7 日
- (2) 福島県知事意見 * 平成 30 年 1 月 31 日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第 23 回) * 平成 29 年 2 月 15 日
- (4) ①補足説明資料
②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
<ul style="list-style-type: none">・準備書段階では工事計画が固まった詳細な図面があることを前提としているので、風車のモデルも含め、出来るだけそのような形で出してもらいたい。	<ul style="list-style-type: none">・準備書では風車モデルも含め、工事計画が固まった詳細な図面等を提示する。
<ul style="list-style-type: none">・上位性注目種としているクマタカ、ノスリの予測評価の際は、飛翔状況、ペア数、高頻度利用域をおさえた上で、餌量、採餌場、営巣場のどこに重点を置いて評価するかを明確にすること。餌量をポテンシャルで評価するなら、可能であればペリット解析等を行い、実際の餌と餌動物調査の対象種が合致しているかどうかを確認しないと予測評価としては中途半端なものになる恐れがあるので注意すること。	<ul style="list-style-type: none">・餌量、採餌場、営巣場の調査・解析については、現地状況をふまえ 実際の餌と餌動物調査の対象種が合致するよう留意して予測評価を進める。

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、福島知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。